

令和4年10月18日

学生及びご家族の皆様へ

徳島大学長
河村 保彦

授業実施・学生生活及び課外活動について（10月18日更新）

オミクロン株BA.5による感染者数に減少傾向が見られ、令和4年10月4日（火）18時から「とくしまアラート」の警戒レベルが「レベル1・感染観察」へ1段階引き下げられていることを踏まえ、令和4年8月1日に通知しました内容を、下記のとおり更新します。

なお、BCPは、**全学「レベル1」に引き下げ**ます。

引き続き、ワクチン接種者も含めて、体調管理及びマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用、手指消毒、三密回避といった基本的な感染対策を徹底し、感染拡大につながらないように、皆様の一層のご協力をお願いします。

また、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間等 当面の間
県をまたぐ移動について

県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策をしてください。

なお、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

◆BCPに伴う期間 令和4年10月19日（水）～当面の間
BCPレベル 1：全学

1. 授業等について

(1) 感染状況に応じて学部等の判断により、十分な感染防止対策を講じた上で、対面授業及び学位取得のための研究等及び図書館での学修を行いますので、本学ホームページ、教務システム、メール等を随時確認し、指導教員等の指示に従ってください。

また、新型コロナワクチン接種の有無によって、授業実施可否及び授業への出席可否等の制限が行われることは原則としてありません。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したTeams、Zoom、ライブ配信システム、manaba等による教材

配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室等で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※自宅等に遠隔授業等の受信環境が十分でない学生には、Web環境と感染防止対策が整った教室を確保しています。詳しくは学部等の掲示板等をご確認ください。

(2) 体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにしますので、**各学部学務担当係（教養教育科目は教養教育係）等、各学部等の指示に従って連絡**してください。

2. 授業実施、課外活動及び生活上の注意事項について

(1) 屋内の場合や屋外で会話をする場合で人との間隔（2m以上）が確保できない場合はマスクの着用を推奨します。

また、マスクの着用については、マスクの素材により感染防止効果に違いがあることが指摘されていることから、不織布マスクの着用を推奨します。

(2) 3密（密閉・密集・密接）が回避できないような空間に集団で集まることを避けてください。

(3) **授業終了後は、学内に留まらず帰宅**し、自宅で事前・事後学修を行ってください。

(4) 日頃から十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定など、適切な健康管理を行ってください。

(5) **手指の消毒や咳エチケットの励行**により、感染予防を徹底してください。

(6) 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応してください。大学からの通知は、原則「本学ホームページ」又は「学生用教務システム」から配信しますので、随時確認するようお願いいたします。

(7) **次に該当する場合は、プライバシーの保護には十分配慮しますので、必ず各学部学務担当係へ連絡するとともに、別添1「新型コロナウイルスに関する措置（学生版）」に従って対応してください。**

- ① 感染が判明したとき
- ② 同居家族の感染が判明したとき（濃厚接触者）
- ③ 保健所から濃厚接触者になったとの連絡があったとき
- ④ 濃厚接触の可能性が高いと自身で判断したとき

(8) アルバイトについては、3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない、また、マスクを着用しないよう指導される等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛してください。

※ 学生後援会に、学生の経済的支援を目的とする「学生金庫」の制度があります。無利息で10万円（上限）の貸し付けを受けることができる制度です。

詳しくは、各学部学務担当係か徳島大学学生後援会にお問い合わせください。

(9) 「5つの場面」(詳細は参考資料参照)は感染リスクが高まりますので留意してください。特に、**集団行動(食事、飲み会、カラオケ、ドライブ、勉強会など)**は、**自粛**してください。

(10) 喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので、喫煙される方は注意してください。

(11) 海外渡航について外務省が設定している感染症危険情報レベル2及びレベル3の国・地域については、引き続き原則禁止とします。ただし、**渡航の必要性と渡航可とする相当な理由・安全状況がある場合に限り**、渡航期間に関わらず、**許可することがあります**。詳細は、**別添2「新型コロナウイルス感染症流行下における学生の海外への渡航方針について」**を参照してください。

また、海外から帰国又は入国した場合は、感染症危険情報のレベルにかかわらず、滞在国内に於いて、検疫所が指定する宿泊施設または自宅等で、帰国または入国日の翌日から厚生労働省が定める「水際対策に係る新たな措置について」に示す期間は待機してください。

- ・ 外務省「海外安全ホームページ」
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 外務省「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
- ・ 厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3. 学内への立入について

感染拡大防止に最大限の配慮(3密回避、マスクの着用、咳エチケット、手洗い手指消毒等)をした上で、立ち入ることができます。

なお、食事、授業(自習等を含む)及び用務等の終了後は、速やかに帰宅してください。

4. 課外活動上の注意について(公式・非公式の別は問わない。)

(1) 課外活動(練習、部員同士の練習試合・発表会等を含む)

課外活動(オンライン等の対面によらない活動を除く)は、下記の事項に留意した上で、事前に「課外活動許可願」により許可を得た場合に限り、活動を可能とします。

①屋内施設での課外活動について

密集対策、密着対策、手洗い、うがい、マスク着用、また、参加者を必要最小限の人数に分割するなど、十分な感染防止対策を講じた上での活動は可能とします。

また、音楽系サークルなどで集団での活動が必要な場合は、人と人との間に十分な距離をとり、定期的な換気を行い、活動中の私語を禁止するなど3密対策を講じた上で活動してください。

②屋外施設での課外活動について

密集対策、密着対策、手洗い、うがい、マスク着用など、十分な感染防止対策を講じた上での活動は可能とします。

なお、各体育系サークル等が所属する連盟が公表している活動指針がある場合は、これを十分確認し、指針に基づいた活動を行ってください。

③他大学の学生等と一緒にを行う課外活動について

他大学の学生等と一緒にを行う課外活動については、①、②と同様の感染防止対策を講じた上で活動してください。

(2) 課外活動関連のイベント等（合宿を含む）

イベント等（オンライン等の対面によらない活動を除く）は、感染拡大に最大限の配慮をした上で、事前に許可を得た活動の開催や参加を許可します。

特に密閉空間、密集場所、密接場面では、クラスター（集団）による感染発症リスクが高いことが想定されますので、開催にあたっては、県の「感染状況に応じたイベント開催制限等について」を遵守し、また、参加する場合においては、感染防止策を徹底するとともに、全国的な移動を伴うものには特段の注意をはらってください。

なお、本学の学生団体等がイベントを主催する場合又は他機関等が主催するイベントに参加する場合は、必ず「集会・行事届」に必要事項を記入し、開催又は参加（参加申込が必要な場合は申込期限）の2週間前までに、参加者名簿に開催要項等を添えて学生支援課へ提出してください。

(3) 勧誘活動及び勧誘イベント等

屋内・屋外を問わず、長時間にわたる飲食を伴う勧誘活動や会合は、当面の間、禁止します。また、課外活動の見学会については、3密が回避できるよう人数を制限し、十分な感染防止対策を講じた上で実施は可能とします。

また、ポスター等の掲示、動画配信やHPの更新等はいかまいませんが、動画配信を行う場合は、事前に学生支援課に相談が必要です。なお、動画等作成時においては、3密を回避するよう気をつけてください。

※屋外での手渡しによるチラシ等の配布は、当面の間、禁止します。

(4) 課外活動施設の使用

課外活動施設（学生会館、体育館、課外活動棟）の使用については、活動を許可された場合に限り、感染防止対策を講じた上で使用は可能としますが、3密対策を講じることが難しい部室やトレーニングルーム、シャワールームの使用は、1回の入室人数を必要最小限に制限する等、十分な感染防止対策を講じることができる場合は、使用可能とします。

(5) 物品の貸し出し

物品の貸し出しは、引き続き行いません。

(6) 上記(1)から(4)に記載した事項が守られない場合は、当該学生団体の活動を制限する場合がありますので注意してください。

以上

【各部局問合せ先】

(教養教育に関すること)	教養教育係	088-656-7308
(常三島キャンパス)		
総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成・臨床心理学・創成科学専攻)	学務係	088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学・創成科学専攻)	学務係	088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学・創成科学専攻)	学務係	088-656-8021
(蔵本キャンパス)		
医学部医学科・医科栄養学科・医学研究科・医科栄養学研究科	学生係	088-633-7982
医学部保健学科・保健科学研究科		088-633-7030
歯学部・口腔科学研究科	学務係	088-633-7310
薬学部・薬学研究科	学務係	088-633-7247

【こころの不安に関する問い合わせ先】

キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門 連絡先：088-656-7637、hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp

【学生生活及び課外活動に関する問い合わせ先】

学務部学生支援課学生支援係 連絡先：088-656-7086、7287

【「学生金庫」に関する問い合わせ先】

徳島大学学生後援会 連絡先：088-656-7087

参考資料

- ・厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症流行下における学生の海外への渡航方針について(7月1日更新)

令和4年7月1日
危機対策本部会議決定

学生の海外渡航について外務省が設定している感染症危険情報レベル2及びレベル3の国・地域については、引き続き原則禁止とする。ただし、学生が海外で学ぶ機会に配慮するため、渡航先の国・地域の感染症危険情報がレベル2及びレベル3であり、渡航の必要性和渡航可としうる相当な理由・安全状況がある場合に限り、下記の条件を満たす教育研究活動については、渡航期間に関わらず、許可することとします。

なお、感染症危険情報がレベル1の場合は、部局長等による渡航可否の判断により渡航を認めるが、不要不急の渡航(観光等)は自粛を求めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化により、条件を変更する可能性があります。

記

海外への渡航を可能とする条件

1. 学部・研究科の海外留学プログラムによる留学又は私費留学
大学間交流協定等に基づく海外留学プログラムであること。
ただし、私費留学(休学中の海外勉学等)の場合でも、所属する部局長等が、大学間交流協定等に基づく留学に準ずるものであると判断した場合には、例外的に渡航を可能とする場合がある。
2. 私事渡航を希望する学生
学生自身が渡航を強く希望していること(観光は除く。),かつ所属する部局長等・指導教員等、保証人の同意及び渡航先の大学等における受け入れの同意を得ていること。
3. 研究交流,学会発表等に参加を希望する学生
大学間交流協定等に基づく研究交流,調査研究または国際学会,シンポジウム及び研究集会に参加するもので、所属する部局長等・指導教員等、保証人の同意及び渡航先における受け入れの同意を得ていること。

※ 渡航の延期,中止,緊急帰国について

以下のような場合には渡航者の安全を最優先して、渡航の延期,中止や緊急帰国の指示を検討願います。

- ・ 移動制限,国境閉鎖や航空便の休止により渡航者が出国困難となる可能性がある場合
- ・ 移動制限,行動制限により通常的生活を送ることが困難となる恐れがある場合や研究・教育の目的が達成できない恐れがある場合
- ・ 現地の医療体制が脆弱で、新型コロナウイルス感染症やその他の傷病について十分な医療が受けられない恐れがある場合

海外渡航の手続き

学部・研究科の海外留学プログラムによる留学または私費留学	私費渡航又は学会発表等を希望する学部生・大学院生
<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 外国留学願(各学部様式)又は休学願※(本学様式) ※ 休学中の留学で、留学許可を経ずに留学する場合 ② 海外渡航届 ③ 渡航理由書(必要性,渡航可とする理由)原則として指導教員等が作成 ④ 誓約書・確認事項(別紙様式1,2) ⑤ その他(留学先の状況(宿泊先,安全状況,保険等),受入同意等が分かる書類等) ⑥ 留学プログラムの概要(学部等が企画するプログラムの場合) 2 提出期限 原則として渡航日(プログラム開始予定日)の2ヶ月前まで ※ 受入機関等の留学許可により提出期限までに間に合わない場合は各学部担当係へ相談 3 提出先 各学部担当係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 海外渡航届 ② 渡航理由書(必要性,安全状況)原則として指導教員等が作成 ③ 誓約書・確認事項(別紙様式1,2) ④ その他(留学先の状況(宿泊先,安全状況,保険等),受入同意等が分かる書類等) 2 提出期限 原則として渡航日の2ヶ月前まで 3 提出先 各学部担当係